

平成30年3月30日

大阪大学グローバルビレッジ施設整備運営事業に関する支援決定について

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、大阪大学グローバルビレッジ施設整備運営事業（以下「本事業」という。）に関して特定選定事業等支援を実施するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第54条第1項により、対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容について、以下の通り決定しました。

1. 本事業の概要について

大阪大学は多様な学生・教員の受け入れを掲げ、外国人留学生の増加および優秀な研究者・教職員の獲得を目指しています。しかし現在、留学生宿舎の不足及び教職員宿舎の老朽化が課題となっており、また、日本人学生についてもグローバル化への対応は必須です。

本事業は、老朽化の著しい津雲台宿舎を廃止し、「外国人留学生・日本人学生混住型の学寮」「優秀な人材獲得に資する教職員宿舎」「施設集約化により生み出される土地を活用した民間付帯施設」からなる「グローバルビレッジ」を整備・運営するものです。

本施設は単なる居住ハードではなく、異文化交流・地域交流等の教育ソフトを含めた、グローバル人材育成拠点とすることとされています。人と人の新たなインタラクションを芽生えさせ、大学の国際競争力強化及び「多様な知の協奏と共創」に貢献することを目指しており、適切に整備・維持管理・運営することを本事業の目的としています。

2. 対象事業者について

対象事業者名：PFI 阪大グローバルビレッジ津雲台株式会社

※ 対象事業者は、本事業実施のためにパナホーム株式会社（代表企業、本社所在地：大阪府豊中市）、株式会社松村組（本社所在地：東京都千代田区）、株式会社合人社計画研究所（本社所在地：広島県広島市）の出資により設立された特別目的会社です。

3. 特定選定事業等支援の内容について

機構は、対象事業者に対して融資による特定選定事業等支援を実施する予定です。

以上